

## 農業競争力強化対策民間団体事業実施要領の制定について

16生産第8099号  
平成17年4月1日  
農林水産省生産局長

改正	平成18年	3月31日	17生産第8577号
改正	平成19年	3月30日	18生産第9324号
改正	平成20年	4月1日	19生産第10003号
改正	平成21年	1月27日	20生産第5334号
改正	平成21年	2月6日	20生産第7324号
改正	平成21年	4月1日	20生産第10025号
最終改正	平成21年	5月29日	21生産第1071号

農業競争力強化対策民間団体事業については、農業競争力強化対策民間団体事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8097号生産農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、農業競争力強化対策民間団体事業実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いします。

(別紙)

## 農業競争力強化対策民間団体事業実施要領

### 第1 事業の実施の手続

- 1 農業競争力強化対策民間団体事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8097号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の第3の1の事業の実施計画の作成及び承認申請は、別記様式1号-1によるものとする。  
また、別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者については、要綱第3の1の事業の実施計画の承認を得たものとみなす。
- 2 要綱第3の2の「生産局長が別に定める事業の実施計画の重要な変更」とは、事業の廃止のほか、補助事業費又は事業量の3割を超える変更をいうものとする。
- 3 要綱別表の事業実施主体の欄の民間団体等とは、公募により選定される民間企業、一般財団法人、一般社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人及び独立行政法人とする。
- 4 本事業は、補助金の交付の決定後に着手するものとする。  
ただし、交付決定前に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式2号により、生産局長に提出するものとする。

### 第2 事業実施状況の報告

事業実施主体は、毎年度、別記様式1号-2により、翌年度の7月末までに事業の結果及び成果等について、生産局長に報告するものとする。

### 第3 事業の評価

事業実施主体は、事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を生産局長に報告するものとする。

生産局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

### 第4 事業の内容(要綱別表関係)

#### 1 地産地消推進活動支援事業

この取組は、消費者が身近に生産の過程を知ることが出来る地産地消活動を、全国的に展開することを目的とし、事業内容の欄の1の取組を推進するため、次に掲げる事項を行うものとする。

#### (1) 地産地消普及促進事業

この取組は、地域特産物の産地の育成により、地域独自の農産物の生産、加工等を通じた生産者と消費者との連携強化、特産農産物生産者の育成・意識向上等を図るための産地の信頼確保・活性化を支援することを目的とし、次に掲げる事項を行うものとする。

ア 地産地消に関する協議会を開催し、次に掲げる事項について協議するものとする。

(ア) 地産地消及び地域特産物についての優良事例に係る情報の収集・分析に関すること

(イ) 地産地消及び地域特産物の持つ多様な機能に着目した産地育成にすること

(ウ) 人材の活用等による特産物の産地育成の支援に関すること

(エ) 産地の活性化の支援に関すること

(オ) その他必要な事項

イ 地産地消及び地域特産物の生産、流通及び消費に関する情報の収集・調査、分析及び成果検討会等を行うものとする。

ウ 特産産地育成に取り組む地域からの要望に応じ、特産物の産地育成に必要な知識を有し、産地育成を支援するのに適した人材の登録及び派遣あっ旋を行うことにより、産地育成を支援するものとする。

エ 事業の委託

事業実施主体は、必要に応じ、事業の一部を関係する農業団体等に委託することができるものとする。

## (2) 地産地消情報提供事業

この取組は、地産地消活動に関する情報提供により、地域の生産者、消費者、実需者等が地産地消の関係者（以下この(2)において「地産地消関係者等」という。）による地産地消についての理解の促進及び地産地消活動の支援を目的とし、次に掲げる事項を行うものとする。

ア 地産地消関係者が求める情報のニーズを把握するとともに、次に掲げる事項を検討すること。

(ア) 地産地消の情報の収集及び提供

(イ) 地産地消関係者等の情報交換の場づくり

(ウ) その他必要な事項

イ 地産地消に関する情報の収集、インターネットを利用した情報提供を行うこと。

ウ 地産地消関係者が情報交換を行うための体制の整備

## (3) 地産地消人材育成事業

この取組は、地産地消活動を円滑に進めるための人材を育成するため、次の内容についての講習会を開催するものとする。

ア 農畜産物の生産状況の実態把握の方法について

イ 学校給食関係者、観光業者、外食・中食業者、流通販売業者等における献立の企画、食材の開発、流通の状況及び関係者間の調整方法について

ウ その他関係者間の調整を必要とする地産地消活動への取組方法について

## (4) 地産地消経営高度化事業

この取組は、農産物直売所の経営の改善・高度化により、地産地消活動の一層の推進を図るため、次に掲げる事項を行うものとする。

ア モデル的な直売所を選定し、量販店OBなどのアドバイザーを活用した直売所の経営の改善・高度化の実証及び分析

イ 直売所の経営改善・高度化マニュアルの作成

ウ 直売所の高度化講習会の開催等による直売所の経営改善・高度化のノウハウの普及活動

## 2 花きを暮らしに取り込む活動等推進事業

この事業は、花きを生活に取り入れた潤いのある国民生活を実現するため、次に掲げる取組を行うものとする。

### (1) 花きを暮らしに取り込む活動等推進計画の策定

花きを活用した潤いのある生活様式の普及と花きの生産及び流通の改善を推進するため、学識経験者、関係団体等花き関係者、消費者等から構成される基本委員会を開催し、次に掲げる事項についての推進計画の策定等を行うものとする。

ア 花きを活用した潤いのある生活様式の普及に関すること

イ 花きの生産及び流通の改善の推進に関すること

ウ その他事業の実施に必要な事項

### (2) 花きで潤いのある生活の普及

ア 花きの効用や魅力又はそれらを発信するための展示会、品評会、コンクール等に関する情報を収集し、インターネット及びリーフレットにより提供を行うこと、花きを活用したゆとりある地域づくりを推進することにより、花きを活用した、生活向上のモデル的取組の普及を図るものとする。

イ 花きの無購買層を対象にした花きのある生活様式の提案を行うものとする。

### (3) 花き生産・流通構造転換等の推進

ア 花き農家の生産技術の向上を図るため、花きの技術・経営コンクールを開催し、生産技術・経営手法の優良事例を顕彰するものとする。

イ 消費者のニーズに的確に対応するため、花きの生産・出荷者と小売業者等との連携強化の促進を行うものとする。

### (4) 事業の委託

事業実施主体は、必要に応じ、事業の一部を関係する農業団体等に委託することができるものとする。

## 3 農林水産知的財産戦略総合推進事業

### (1) 農林水産知的財産発掘・活用促進事業

#### ア 事業運営委員会の開催

事業実施主体は、学識経験者、知的財産の専門家、民間企業等の関係者をもって構成する事業運営委員会を開催し、イ、ウ及びエの実施方針の検討及び実施結果の評価を行うものとする。

#### イ 農林水産知的財産の流通方法の開発

##### (ア) 農林水産業における知的財産の流通方法の開発・実証等

事業実施主体は、農林水産業の生産現場における技術・ノウハウ(以下「技術等」という。)であって、開発者に流通の意欲があるものについて、具体的な事例を収集するとともに、学識経験者及び知的財産の専門家による検討チームを組織し、その管理手法及び流通手法について検討し、課題等を分析するものとする。

##### (イ) 農林水産業における知的財産の管理手法の開発

事業実施主体は、農林水産業の生産現場で開発された技術等について、具体的な事例を収集するとともに、その取扱いについて、権利化

- ・秘匿・公開等の類型化を行い、適切な管理手法の検討を行うものとする。
- (ウ) 情報提供の検討等  
事業実施主体は、ア及びイの結果について、(1)の事業運営委員会に報告するとともに、マニュアルの作成等により情報提供を行うものとする。
- ウ 農林水産知的財産の活用・管理システムの検討  
事業実施主体は、学識経験者等による検討委員会を開催し、農林水産業者や零細な食品事業者が知的財産をまとめて委託する仕組みについて検討し、その結果についてアの事業運営委員会に報告するとともに、ホームページ等への掲載が可能な報告書を作成するものとする。
- エ 農林水産分野の知的財産情報の集積・提供
  - (ア) 農林水産分野の特許技術の活用事例の調査等  
事業実施主体は、農林水産分野における特許等の活用事例を調査するとともに、特許、植物新品種等を組み合わせた知的財産の活用を調査・検討するものとする。
  - (イ) 農林水産分野の知的財産情報の集積  
事業実施主体は、全国の試験研究機関等と連携し、農林水産分野における知的財産情報の提供を受ける体制を構築するとともに、植物新品種の利用許諾の可否等の情報を調査・収集するものとする。
  - (ウ) 農林水産分野における知的財産情報の活用のための検索システムの改良及びホームページの運営等  
事業実施主体は、ア及びイにより集積した情報を一元的に検索できるシステムの円滑な活用に資するため、利用者の利便性等の観点から検証を行い、必要な改良等を行うものとする。また、当該システム及び農林水産分野における知的財産に係る情報を掲載したホームページを運営するものとする。
  - (エ) 事業運営委員会への報告等  
事業実施主体は、アからウまでの結果について(1)の事業運営委員会に報告するものとする。
- オ 事業の委託  
事業実施主体は、事業の一部を、必要に応じ、関係団体等に委託することができるものとする。
- (2) 農林水産物等知的財産保護強化推進事業
  - ア 農林水産知的財産の保護のための会議の開催  
事業実施主体は、都道府県等利害関係者が知的財産の保護に関する情報収集及び共有化を行うための会議を開催し、イ、ウ及びエにより実施された内容について、報告するものとする。
  - イ 海外における知的財産権制度等の調査  
事業実施主体は、中国等海外における知的財産権制度、権利侵害等の状況等について、海外現地調査や文献調査を実施し、利害関係者向けに注意喚起を行うための資料を作成・配布するものとする。
  - ウ 地方相談会の開催  
事業実施主体は、イの調査の成果や海外における商標の取扱い等に関

する情報提供や知的財産権侵害等に関する相談活動等を行う地方相談会を開催するものとする。

エ 共同対応支援

(ア) 対策会議の開催

事業実施主体は、都道府県等利害関係者が共同で外国政府等への働きかけを実施するための会議を開催するとともに、働きかけの実施に必要な資料を作成するものとする。

(イ) 商標監視体制整備支援

事業実施主体は、都道府県等利害関係者と協議の上、海外における商標出願状況の監視に係る実施方針、監視業者の選定等を行うとともに、契約書作成のための支援を行うものとする。また、監視結果について利害関係者に報告するものとする。

オ 事業の委託

事業実施主体は、必要に応じ、事業の一部を関係団体等に委託することができるものとする。

4 農林水産分野知的財産人材育成総合事業

(1) 事業検討委員会の開催

事業実施主体は、生産者団体、学識経験者、知的財産の専門家、地方公共団体、民間企業等の関係者をもって構成する事業検討委員会を開催し、ア及びイに掲げる事項を実施するものとする。

ア 農林水産分野における知的財産に係る人材育成方針の検討

事業実施主体は、農林水産分野における知的財産に係る人材育成についての検討（人材育成の基本的考え方、職種別の役割等）に加え、研修方針及び研修内容の検討を行うものとする。

イ 研修結果の報告及び今後の方針の検討

事業実施主体は、(2)及び(3)により実施された研修の結果報告に基づき、研修の効果等について分析を行い、今後の研修方針の検討を行うものとする。

(2) 地方公共団体の行政担当者、農協の営農指導員、関連企業等向けの研修の実施等

事業実施主体は(1)の事業検討委員会の意見を踏まえ、地方公共団体の行政担当職員、農協の営農指導員、関連企業等に対し、地域ブランドや生産現場における知的財産の活用を中心とした研修を開催するものとする。

また、受講者に対するアンケート調査を行い、研修の効果等について(1)の事業検討委員会に報告するものとする。

(3) 普及指導員向け専門研修の実施、事例調査、情報の整理・分析、指導者支援窓口の設置等

事業実施主体は、下記の事業を行い、実施状況、実施結果等について(1)の事業検討委員会に報告するものとする。

ア 普及指導員向け専門研修の実施

事業実施主体は、知的財産に精通した人材を養成するため、普及指導員等を対象に、知的財産の概念、育成者権を中心とした権利取得や権利

侵害対応等に関する専門研修を開催するとともに、受講者に対するアンケート調査等により研修の効果等について分析を行うものとする。

イ 事例調査及び情報の整理・分析・提供

事業実施主体は、普及指導員による商標等を活用した農産物・食品の地域ブランド化等に関する活動内容についての現地調査を実施するとともに、専門家、学識経験者等から構成される検討会を開催し、普及指導活動上のポイント等について検討を行い、事例集として取りまとめ、配布を行うものとする。

ウ 指導者支援窓口の設置

事業実施主体は、普及指導員による知的財産権の啓発普及活動を支援するためのホームページにおいて、知的財産権に関する各種情報提供や実際の普及指導活動の際に生じた質問等に対して回答を行う支援窓口を運営するものとする。

(4) 事業の委託

事業実施主体は、必要に応じ、事業の一部を関係団体等に委託することができるものとする。

5 畜産生産基盤育成強化対策推進事業

(1) 畜産生産基盤の育成強化

ア 畜産経営の担い手育成に向けた経営支援の推進等

(ア) 経営技術の高度化推進

a 戦略・評価会議の開催

事業実施主体は、戦略・評価会議を開催し、都道府県段階の支援活動をサポートするための企画検討及び方針決定等を行うとともに、次に掲げる調査、分析等を行い、都道府県の支援活動に対する問題点の指摘や改善点の提案等を行うものとする。

(a) 都道府県段階の支援指導活動の実施状況及び結果の把握、分析、整理

(b) 指導用の資料及び指導方法の改善等に関する研究、検討並びにこれに必要な調査及び分析

b 全国会議等の開催

事業実施主体は、都道府県段階の支援指導活動の円滑な推進を図るため、必要に応じ全国会議、ブロック会議等を開催するものとする。

c 中央専門委員会の開催

事業実施主体は、支援手法等に関する専門的・具体的内容等につき検討を行うため、aの戦略・評価会議のもとに専門分野別に中央専門委員会を設置し検討等を行うものとする。

d 指導用資料等の作成

事業実施主体は、都道府県段階の支援指導活動に必要な指導用資料等を作成し、都道府県（都道府県が畜産会等（市町村、農業協同組合並びに社団法人道府県畜産会（民法第34条の規定に基づき設立された法人であって畜産振興に寄与することを目的として設立された、経営支援等を業務として行う団体をいう。）及びそれに準ずる

団体をいう。以下同じ。)に委託して実施する場合にあっては畜産会等)に提供するものとする。

e 専門家集団の派遣等

事業実施主体は、畜産関係団体、大学及び試験場の専門家や研究者、各分野の専門家や学識経験を有するもの等をもって構成する専門家集団を組織し、都道府県段階での支援指導活動の実施に当たり、都道府県(都道府県が畜産会等に委託して実施する場合にあっては畜産会等)から要請があった場合には、必要に応じて助言及び指導現場への派遣等を行うものとする。また、都道府県段階の支援指導活動におけるニーズ等を分析し、専門家集団の拡大、構成の見直しを定期的に行うものとする。

f 専門家集団の構成員等のスキルアップ・人材育成研修会の開催等

事業実施主体は、経営支援指導活動の多様化、高度化・専門化に対応するため、専門家集団及び必要に応じて都道府県の専門家の実践力強化を図るための研修会を開催する。

(イ) 生産・経営情報中央データベースの構築等

事業実施主体は、都道府県における効率的な経営支援活動を支援するために必要な機器の整備、システムの開発、管理・運用、データの提供を行うとともに、データベースの構築等に当たっては、企画、改善に係る検討会を開催し、利用マニュアルの作成等を行うとともに、データベース利用に関する研修会等の実施により普及を推進するものとする。また、データベースの構築に当たっては、都道府県のニーズを把握するための調査等を実施する。

(ウ) 産地リーダー養成研修会・経営者交流会の開催等

事業実施主体は、地域の先導役として地域活性化に貢献するリーダー的経営者を養成するため、経営管理者及び経営技術者としての能力開発を図るための養成研修を行うとともに、各地域のリーダー間又はリーダーとその他の経営者による経営者交流会の開催等により、先進生産・経営技術の交流や、ネットワーク化を推進する。

イ 畜産経営の担い手育成に向けた情報提供・消費者との交流会の推進等

(ア) 畜産情報ネットワーク(LIN)推進

a 事業実施主体は、独立行政法人農畜産業振興機構が設置する畜産関係情報の総合的な提供体制の整備を推進するための畜産情報ネットワーク推進協議会における協議を踏まえた上で、この事業を効率的に推進するための推進会議等を開催するものとする。

b 事業実施主体は、畜産関係情報の収集、作成及び蓄積、加工、分析、提供等に必要な機器の整備及びプログラムソフトの開発を行うとともに、畜産関係情報の収集、作成及び蓄積、加工、分析、提供等を行うものとする。

c 事業実施主体は、情報提供の効率化、情報内容の充実等を図るための調査を行うとともに、情報の提供及び利用に係る研修会を開催するものとする。

(イ) 畜産関係情報相互交流体制推進

a 企画検討会議の開催



事業実施主体は、有機畜産物等の生産者、消費者、学識経験者等から構成される企画検討会議を開催し、事業の推進方策の検討等を行うものとする。

b アンケート調査の実施

事業実施主体は、有機畜産物等の生産者の経営実態、消費者の有機畜産物等に対する認知度や関心事項、生産者と消費者の情報交流システムの改善に対する意見等についてアンケート調査を行う。

ウ 畜舎建築に係る関連基準の検討

(ア) 事業実施主体は、畜舎等の建築コストを低減するため、畜舎等の関連基準について、畜産経営や地域の実態に即したものとなるよう、建築、畜産の学識経験者等をもって構成する検討会を開催するものとする。

(イ) 事業実施主体は、畜舎建築部材の構造及び強度に係る調査及び試験、畜舎及びたい肥舎の構造等に関する実態調査等を行い、(ア)の検討会に諮るものとする。

(ウ) 事業実施主体は、(ア)の検討会の検討結果等を活用して畜舎の標準設計図書、指導資料等を作成及び配布するほか、畜舎等の建築コストの低減について普及に努めるものとする。

エ 附帯事業

事業実施主体は、アからウまでの事業を効果的及び円滑に推進するために必要と認められる事業を実施することができるものとする。

オ 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を、必要に応じ関係団体等に委託することができるものとする。

(2) 畜産経営の担い手育成に向けた経営継承促進等

ア 畜産の担い手育成協議会等の開催

事業実施主体は、生産者団体、畜産経営指導団体、金融関係団体等の関係者をもって構成する畜産の担い手育成協議会等を開催し、イからエまでの事業の推進方策の検討等を行うものとする。

イ 経営・財務管理指導

事業実施主体は、指導を受け入れることを承諾した畜産経営者(以下「指導対象者」という。)及び指導対象者に対し経営・財務管理等に係る指導を行う者(以下「指導者」という。)に対し、次に掲げる経営・財務管理に係る指導、講習会の開催等を行うものとする。

(ア) 中央段階

a 経営・財務管理に係る実践的指導手法等の検討及び普及

b 県域段階の指導者及び地域段階の指導者を対象とする経営及び財務管理に関する講習会の開催

c 指導対象者の経営改善に関する指導実績等のとりまとめ

d その他指導対象者の経営改善に関すること

(イ) 県域段階

a 地域段階の指導者を対象とする経営・財務管理に関する講習会の開催

- b 指導対象者の経営改善に関する指導及び調査
- c その他指導対象者の経営改善に関すること
- (ウ) 地域段階
  - a 指導対象者に対する畜産経営部門及び農家経済収支の把握ができる記帳に関する指導
  - b 指導対象者の農家経済収支、資産及び負債の把握並びに指導対象者に対する経営改善指導
  - c 指導対象者に対する経営改善計画（経営収支計画、家畜排せつ物処理利用施設等の整備に係る投資計画及び資金計画、借入金の資金別償還計画等）の作成指導
  - d a から c までを的確に実施するための指導対象者に対する定期的巡回指導
  - e その他指導対象者の経営改善に関すること
- ウ 経営・財務に係る特別相談活動
 

事業実施主体は、畜産経営の土地、施設等を円滑に経営継承させるため、経営収支及び財務状況の悪化、加齢等により経営継続が困難と見込まれる畜産経営者及び当該経営の土地、施設等の継承を希望する者（以下「相談対象者」という。）並びに相談対象者に対し経営の実態に応じた経営、財務等に係る相談活動（以下「特別相談活動」という。）を行う者（以下「相談員」という。）に対し、次に掲げる特別相談活動、講習会の開催等を行うものとする。
- (ア) 中央段階
  - a 特別相談活動に係る実践的相談手法等の検討及び普及
  - b 県域段階の相談員及び地域段階の相談員を対象とする特別相談活動に関する講習会の開催
  - c その他県域段階の経営継承に関する調査及び指導
- (イ) 県域段階
  - a 経営、財務、金融、法務、税制等の専門知識を有する相談員による相談対象者の負債の把握及び分析、経営再建の可否等の検討及び助言並びに負債の処理方法の相談
  - b 地域段階の相談員を対象とする特別相談活動に関する講習会の開催
  - c その他相談対象者の経営、財務等に係る調査及び相談対象者に対する助言指導
- (ウ) 地域段階
  - a 相談対象者が円滑な経営継承を行うための検討会の開催及び連絡調整
  - b 相談対象者に対する経営継承計画及び指導方針の策定
  - c その他地域の経営継承に関する調査及び相談対象者に対する助言指導
- エ 経営継承促進対策
 

事業実施主体は、経営継続が困難となり経営を中止する畜産経営の土地、施設等を継承した者（以下「経営継承者」という。）の早期の経営安定を図るため、次に掲げる指導、研修会の開催等を行うものとする。

- (ア) 中央段階
  - a 経営継承者の就農事例の発表会の開催及び現地調査
  - b その他経営継承者に対する指導に必要な調査並びに情報の収集及び提供
- (イ) 県域段階
  - a 経営継承者に対して畜産経営、家畜飼養管理等の技術指導を行う者に対する研修会及び講習会の開催
  - b 経営継承者が抱える課題に関する研究会の開催
  - c その他経営継承者の経営改善に関すること
- (ウ) 地域段階
  - a 経営継承者に対する畜産経営、家畜飼養管理等の技術指導
  - b 経営継承者に対する定期的巡回指導
  - c その他経営継承者の経営改善に関すること
- オ 事業の対象者の要件等
  - (ア) イの指導対象者は、次の a 及び b の要件に適合する畜産経営とする。
    - a 当該経営を将来にわたって長期間継続し、経営の改善に積極的に取り組む意欲と能力を有すること
    - b 現に主として当該経営に従事している者又は当該経営の後継者として従事している者であること。
  - (イ) ウの相談対象者は、次の a 又は b のいずれかの要件に適合するものとする。
    - a 経営継続が困難と見込まれる畜産経営者については、円滑な経営継承に協力し、当該経営の継承により、地域の生産基盤の維持及び確保に資する者であること
    - b 継承を希望する者については、継承する経営に主として従事しようとする者が、当該経営を将来にわたり継続する意欲と能力を有すること
  - (ウ) エの経営継承者は、原則として、次のすべての要件に適合するものとする。
    - a 経営継続が困難となり経営を中止する畜産経営の土地、施設等に対価をもって継承すること
    - b 新たに畜産経営を開始し、本事業の指導により早期の経営安定が図られる見込みがあること
    - c 継承した経営に主として従事する者が、当該経営を将来にわたり継続する意欲と能力を有すること
- カ 事業の委託
  - (ア) 事業実施主体は、必要に応じ、イからエまでの事業の一部を関係団体に委託して行うことができるものとする。
  - (イ) (ア) により委託を受けた関係団体等は、イの(イ)及び(ウ)、ウの(イ)及び(ウ)並びにエの(イ)及び(ウ)の事業をさらに関係団体に委託して行うことができるものとする。

## 6 飼料対策推進事業

### (1) 条件整備推進

- ア 全国飼料増産行動会議の開催  
事業実施主体は、自給飼料増産に向け、関係者が一体となった飼料増産運動を展開するため、都道府県、試験研究機関、農業関係団体等をもって構成する全国飼料増産行動会議を開催するものとする。
- イ 飼料増産行動ブロック会議への出席  
事業実施主体は、地方農政局及び沖縄総合事務局が都道府県及び市町村段階における自給飼料増産の重要性の啓発及び普及並びに飼料増産に係る推進計画の円滑な策定を図るために開催する飼料増産行動ブロック会議に参加するものとする。
- ウ 全国飼料増産行動会議・幹事会の開催  
事業実施主体は、効果的な飼料増産運動を展開するため、都道府県、試験研究機関、農業関係団体等の実務者をもって構成する全国飼料増産行動会議・幹事会を開催するものとする。
- エ 啓発普及活動の実施  
事業実施主体は、自給飼料増産の重要性の啓発及び普及を図るため、ポスター、パンフレット及び資料の配布等を行うものとする。
- オ 放牧経営・推進地区普及指導  
事業実施主体は、放牧経営・放牧推進地区等の重点的かつ濃密な指導が必要とされる地域に対して、普及・指導等を行うものとする。
- カ 新たな飼料生産利用技術等に関する検討・調査等のための協議会の開催  
事業実施主体は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人家畜改良センター、都道府県等及び都道府県等の試験研究機関をもって構成する自給飼料増産技術向上協議会（以下「技術向上協議会」という。）を開催し、単収向上及び生産コストの低減等を達成するために必要な新たな飼料生産利用技術及び優良品種に関する検討・調査等を行うものとする。
- キ 新技術等実態調査等の実施  
事業実施主体は、協議会の検討に必要な飼料生産利用に係る新技術等の実態及び奨励品種種子の流通利用実態の調査等を行うものとする。
- ク 流通品種特性リストの作成  
事業実施主体は、試験研究機関等と連携を図りつつ、協議会の検討結果をもとに、国内に流通する品種の特性（収量、耐病虫性、耐倒伏性等）を明らかにした流通品種特性リスト（ナショナルリスト）を作成するものとする。
- ケ 奨励品種等の普及促進  
事業実施主体は、パンフレットの作成、選定調査用種子の配布、研修会の開催及び実証展示ほの設置等による奨励品種等の普及促進を行うものとする。

## （２）高能力品種開発等整備推進

- ア 新需要対応品種調査等の実施  
事業実施主体は、新需要に対応する品種の選抜及び実用性調査、栽培利用指針の策定等を行うものとする。

- イ サイレージ向けとうもろこし品種の国内育成及び海外増殖体制の整備  
事業実施主体は、サイレージ向けとうもろこしの国内品種を育成するため、親系統の特性等の調査及びデータベース化、系統適応性検定、親系統種子の海外における採種試験及び先行増殖並びに海外での備蓄等を行うものとする。
- ウ 海外採種適地調査の実施  
事業実施主体は、飼料作物種子の安定供給体制の強化を図るため、海外における採種適地の調査を行うものとする。
- エ 輸入とうもろこし種子の安全性検査体制の整備  
事業実施主体は、国内で安全性が確認されていない遺伝子組換え体の混入したとうもろこし種子の国内における流通を防止するため、検査体制の整備を行うものとする。
- オ 技術開発検討会の開催  
事業実施主体は、飼料作物優良品種の育成及び普及を促進するための検討会を開催するものとする。

### (3) 公共牧場利用体制整備推進

- ア 公共牧場利用体制整備協議会の開催  
事業実施主体は、業務分担、広域利用等を通じた公共牧場の利用促進を図るため、牧場関係者、学識経験を有する者等をもって構成する公共牧場利用体制整備協議会を開催し、公共牧場再編の推進方策の検討、管理運営技術指導方針等の検討、現地での公共牧場利用推進のための情報収集、意見の集約等を行うものとする。
- イ 公共牧場利用農家に対する啓発指導の実施  
事業実施主体は、公共牧場の再編の円滑な推進を図るため、公共牧場間の連携等による再編等が検討されているか、又は、再編を行うことが必要と判断される公共牧場群が所在する地域において、公共牧場管理運営者、関係機関等と一体となって、利用農家に対する啓発指導を行うものとする。
- ウ 公共牧場管理技術等指導の実施  
事業実施主体は、公共牧場の経営管理技術等の充実強化を図るため、牧場の再編又は経営の改善が急務となっている公共牧場に対して、学識経験を有する者等による技術指導を実施するとともに、指導教材を作成するものとする。
- エ 公共牧場経営実態等調査の実施  
事業実施主体は、全国の公共牧場について、公共牧場の実態の把握、その活性化方針等の検討のため、各牧場の経営実態等に関する調査及び分析検討を行うものとする。

### (4) 事業の委託

- 事業実施主体は、必要に応じ、事業の一部を関係する農業団体等に委託することができるものとする。

## 7 家畜改良増殖対策推進事業

(1) 乳用牛改良増殖推進

ア 乳用牛改良体制強化

(ア) 全国乳用牛総合改良推進対策協議会の開催

一般社団法人家畜改良事業団(昭和46年8月23日に社団法人家畜改良事業団という名称で設立された法人をいう。以下「改良事業団」という。)は、後代検定及び牛群検定を総合的に推進し、全国の乳用牛改良体制の強化を図るため、中央及び都道府県の乳用牛改良関係団体、行政機関、農業団体、学識経験を有する者等をもって構成する全国乳用牛総合改良推進対策協議会を開催するものとする。

(イ) 乳用牛改良地域指導者研修会の開催

改良事業団は、地域における乳用牛改良の指導者を育成し、もって乳用牛改良体制の強化を図るため、乳用牛改良関係者を対象として、乳用牛改良地域指導者研修会を開催するものとする。

イ 乳用牛群検定普及定着化

改良事業団は、独立行政法人家畜改良センター(以下「改良センター」という。)の技術指導の下、乳用牛群検定の普及定着を図るため、別に定める乳用牛改良増殖推進事業検定実施方法及び基準(以下「乳用牛検定基準」という。)に従い、以下の事業を行うものとする。

(ア) 公正な事業の運営を図るため、学識経験等を有する者等をもって構成する全国牛群検定推進会議を開催し、事業の推進計画の策定等を行うとともに、乳用牛検定基準に従い乳用牛改良事業を実施する都道府県(以下「事業実施都道府県」という。)と協議の上、事業実施都道府県内で乳用牛検定基準に従い乳用牛改良事業を実施する事業実施主体(以下「県事業実施主体」という。)に対する適切な助言及び指導を行うものとする。

なお、事業の実施に当たっては、事業実施都道府県、県事業実施主体をもって構成する牛群検定推進ブロック会議を開催し、事業実施計画等の周知徹底を図るものとする。

(イ) 検定記録表の作成及び配布、検定記録の集計分析、検定成績のとりまとめ並びに事業実施都道府県、検定組合等への送付を行うとともに、牛群検定情報の高度な分析及び利用並びに事業実施都道府県が行う牛群検定情報の分析及び分析結果に基づく検定組合等への指導を推進するため、事業実施都道府県の職員、学識経験を有する者等をもって構成する牛群検定情報分析活用検討会を開催し、分析手法の検討を行い、牛群検定情報の分析システムを開発するものとする。

(ウ) 自動搾乳システム定着化推進

改良事業団は、自動搾乳システムにおける能力検定の改善を図るため、技術的課題の調査及び自動搾乳システムから得られた乳量・乳成分等のデータの集計・分析を行い、学識経験を有する者、試験研究機関、行政機関、農業団体の役職員等をもって構成する自動搾乳データ分析検討会において、自動搾乳システム経営に適した泌乳能力の検定手法、遺伝的能力評価への活用等について検討する。

また、国内において今後検定器具としての承認が見込まれる自動サンプリング装置をモデル農家へ貸し付け、運用状況及び乳量・乳成分

に関する情報等について調査を行うものとする。

#### ウ 乳用種雄牛後代検定推進

改良事業団は、改良センターの技術指導の下、乳用牛検定基準に従い、次に掲げる会議の開催、候補種雄牛の生産及び選定、検定実務の調査のとりまとめ等を行い、乳用種雄牛の後代検定を推進するものとする。

- (ア) 事業の推進計画を策定するための乳用牛改良関係団体、学識経験を有する者等をもって構成する後代検定中央推進会議の開催
- (イ) 候補種雄牛の選定、検定済種雄牛の選抜等について検討協議を行うための乳用牛改良関係団体、学識経験を有する者等をもって構成する後代検定運営協議会の開催
- (ウ) 全国的な調整交配の推進、検定材料娘牛の配置調整等後代検定に関する実務に関する後代検定推進計画を策定するための事業実施都道府県、乳用牛改良関係団体等をもって構成する全国後代検定推進会議の開催
- (エ) 後代検定実務を円滑に推進するための乳用牛改良関係団体等をもって構成する後代検定関係団体打合せ会議の開催
- (オ) 後代検定の対象となる候補種雄牛の条件が明らかとなる候補種雄牛の選定基準を作成するための学識経験を有する者等をもって構成する候補種雄牛選定基準検討会の開催
- (カ) 後代検定推進計画に基づく調整交配の円滑かつ適正な推進を図るための事業実施都道府県、県事業実施主体をもって構成する検定材料娘牛生産調整ブロック会議の開催

#### エ 乳用牛国際競争力強化促進

改良事業団は、改良センターの技術指導の下、海外乳用種雄牛と国産乳用種雄牛の遺伝的能力を比較・分析し、国内の乳用牛遺伝資源の活用を推進するため、以下の事業を行うものとする。

- (ア) 国産遺伝資源を活用した種雄牛づくりを推進するための産子調査、親子判定等の実施
- (イ) 海外の種雄牛の遺伝的能力に関する評価データの収集、国内におけるフィールド調査による海外種雄牛の遺伝的能力の分析・検証、新たな評価手法を取り入れた種雄牛の総合能力評価指数の開発

### (2) 肉用牛改良増殖推進

#### ア 肉用牛改良専門委員会の開催

改良事業団は、改良センターの技術指導の下、肉用牛改良の円滑な推進を図るため、生産者、肉用牛関係団体職員、事業実施都道府県職員、学識経験者等により構成する肉用牛改良専門委員会を開催し、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (ア) 特定形質雌牛の選定利用方針（以下「選定利用方針」という。）の策定に関する事項
- (イ) 特定形質雌牛の選定及び計画交配の実施に関する事項
- (ウ) 後代検定成績の集計分析手法等に関する事項
- (エ) 共同利用種雄牛（広域後代検定実施県等が共同で利用できる種雄牛をいう。以下同じ。）の選定並びに精液の利用及び配布に関する事項

- (オ) その他肉用牛の改良推進に必要な事項
- イ 肉用牛改良推進中央協議会の開催  
改良事業団は、改良センターの技術指導の下、事業の円滑な推進を図るため、肉用牛関係団体職員、事業実施都道府県職員、改良センター職員等を参集して肉用牛改良推進中央協議会を開催し、次に掲げる事項について連絡及び協議するものとする。
- (ア) 基準種雄牛の選定及び精液配布に関する事項
- (イ) 後代検定牛及び基準種雄牛の計画交配及び調査子牛の配置に関する事項
- (ウ) 都道府県が調査子牛を購入して肥育する場合の実施計画に関する事項
- (エ) 共同利用種雄牛の選定並びに精液の利用及び配布に関する事項
- (オ) その他事業の推進に関する事項
- ウ 後代検定等に関する血統分析等  
改良事業団は、改良センターの技術指導の下、後代検定基準に従い、選定利用方針の策定のための基礎資料を作成するとともに、後代検定等に関する血統分析等を行うものとする。

### (3) 肉用牛繁殖雌牛調査指導

- ア 繁殖能力等向上企画開発委員会の開催  
中央畜産会は、繁殖雌牛群の能力向上等のために必要とされる情報を的確に分析し、円滑な提供を図るため、肉用牛関係団体職員、事業実施都道府県職員等により構成される繁殖能力等向上企画開発委員会を開催し、次に掲げる事項について検討するものとする。
- (ア) 生産及び経営に関する情報の入出力、集計、分析及び処理に関する事項
- (イ) 繁殖能力等の向上に必要な調査項目、様式等の企画に関する事項
- (ウ) 調査票の記載方法及び分析情報の活用方法に関する事項
- (エ) 指導情報の作成に関する事項
- (オ) その他特に検討を要する事項
- イ 繁殖能力等の情報処理等  
中央畜産会は、後代検定基準に従い、全国の繁殖雌牛の繁殖能力等の情報処理、都道府県に対する情報提供等を行うものとする。

### (4) 豚改良増殖推進

改良事業団は、改良センターの指導の下、学識経験を有する者、試験研究機関、行政機関、養豚関係団体等の役員等をもって構成する全国協議会を開催し、遺伝的能力評価体制の整備に必要な評価形質や測定方法等の条件及び技術的課題について検討並びに事例等の調査を行うとともに、能力検定の方法や評価結果の活用法等のマニュアルを作成し、遺伝的能力評価の普及定着のための普及推進会議を開催するものとする。

### (5) 事業の委託

改良事業団は、(2)のウ及び(4)の事業の一部を登録団体等に、そ



他の事業の一部を農業協同組合、農業協同組合連合会、酪農関係団体等に、委託して行うことができるものとする。

## 8 畜産新技術実用化対策推進事業

### (1) 和牛有用遺伝子の解明促進

事業実施主体は、和牛の形質に関する遺伝子特許を知的財産権として戦略的に活用するため、次に掲げる事項を行うものとする。

ア 都道府県、大学、試験研究機関、畜産関係団体等からなる和牛知的財産権取得・活用推進協議会を開催し、次の事項を検討するものとする。

(ア) 和牛の形質に関する遺伝子特許の取得について

(イ) 和牛の形質に関する遺伝子特許の一元的管理及び活用について

(ウ) 和牛の形質に関する遺伝子特許に係る情報提供について

(エ) その他必要な事項

イ 和牛の形質に関する遺伝子特許を取得するために必要な和牛肉の客観的評価指標の開発、データの収集及び解析並びにこれらの実施に要する機械、器具及び牛の導入又は整備を行うものとする。

ウ イのデータの収集及び解析の結果を踏まえ、和牛の形質に関する遺伝子特許の出願を行うものとする。

エ 和牛の形質に関する特許の効率的な活用を図るために必要なパンフレットの作成・配布、研修会の開催等を行うものとする。

### (2) DNA育種技術開発実用化

ア 事業実施主体は、DNA解析技術を活用した家畜の育種手法（以下、「DNA育種技術」という。）の開発及びその利用を図るため、都道府県等との連携の下、DNA解析用サンプルの採集、経済形質及び疾病に関するデータの収集、経済形質等に関与するDNAマーカー又は遺伝子の特定、特定したDNAマーカー等の有効性等の検証を行うものとする。

イ 事業実施主体は、都道府県等との連携の下、DNA育種技術の開発及びその利用に関する情報の収集分析を行うとともに、DNA育種技術の利用法等について専門的な検討を行うため、学識経験者等をもって構成するDNA育種検討委員会を開催する。また、DNA育種技術の開発及びその利用を推進するため、国、都道府県及び関係団体をもって構成する全国DNA育種推進会議を開催するとともに、都道府県が行うDNA育種技術開発及び技術者養成に対する技術的な支援を行う。

### (3) 電子標識による個体識別システムの有効活用

ア 電子標識の統一

改良事業団は、牛個体識別システムに最適な電子標識の選択、統一すべき規格、電子標識導入、牛トレサビリティ制度の整理など、全国一円での電子標識による個体識別システムの確立・普及に向けた調査・検討を行うものとする。

イ 電子標識装着のモデル実施

改良事業団は、生産農家において、モデル的に牛への電子標識の装着、電子標識読み取りゲート及び読み取り用のハンディターミナルの設置を行

い、電子標識による個体識別が自動的・省力的に実現する仕組の検証を行うものとする。

ウ 電子標識中央データベースシステムの構築

改良事業団は、電子標識の固有番号と牛の個体識別番号を関連づけ、電子標識の活用により全国どこからでも、個体識別番号を共通キーとして、生産者及び関連団体間での情報共有や消費者等へ生産者情報の提供を行うことが出来る飼養管理情報システムの開発・運用を行うものとする。

(4) 事業の委託

事業実施主体は、(1)及び(2)の事業にあつては事業実施主体の長が適当と認める者に、また、改良事業団は、(3)の事業の一部を改良事業団の理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

9 生乳流通対策推進事業

(1) 事業実施主体は、生乳の精緻な需給見通し及び生産計画の策定のために必要な地域の生産動向、消費者の嗜好、国外の需給動向等の調査、それらに基づく需給見通し及び生産計画の検討・作成、作成された需給見通し及び生産計画の広報等を行うものとする。

(2) 事業実施主体は、広域的な生乳流通に対応した乳成分、体細胞数、細菌数、抗生物質等の残留についての検査方法の統一を図るため、乳成分、体細胞数、細菌数、抗生物質等の残留の統一的な検査方法の検討・策定、統一的な乳成分、体細胞数、細菌数、抗生物質等の残留の検査方法についてのマニュアルの作成、研修会の開催等を行うものとする。

10 やさい・くだもの栄養成分情報提供推進事業

この取組は、青果物の栄養成分表示のガイドラインの策定により、栄養成分等に特徴ある野菜及び果物の生産拡大及び消費者の求める情報の提供を推進するため、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 栄養成分表示ガイドライン策定調査事業

ア 栄養成分等情報提供検討委員会の開催

青果物栄養成分等自主表示ガイドラインの検討及び策定に関する委員会を開催し、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (ア) 表示する栄養成分等に関する事項
- (イ) 栄養成分等の分析方法に関する事項
- (ウ) 栄養成分等のバラツキ等に関する事項
- (エ) 栄養成分等の表示方法に関する事項
- (オ) 栄養成分等の機能の表示方法に関する事項
- (カ) その他必要な事項

イ 栄養成分分析等調査の実施

品種、作型、栽培方法等による栄養成分等の変動、分析値のバラツキ等について調査を実施し、アの委員会に諮るものとする。

(2) 栄養成分表示活用推進モデル事業

青果物栄養成分等自主表示ガイドラインに基づくモデル的取組を推進するため、次に掲げる事項を行うものとする。

ア 意向調査及び実態調査の実施

栄養成分等の表示に係る産地及び量販店等の意向調査及び実態調査を実施し、モデル的取組を推進するために必要な情報を収集するものとする。

イ 栄養成分等の試行表示及び効果検証の実施

(1)のアの委員会の検討結果に基づく試行表示及び消費者の購買行動への影響等に係る効果検証を通じて、消費者に対する適切な情報提供を行うための情報を収集するものとする。

ウ その他必要な事項

11 いぐさ・畳表産地改革推進事業

(1) この事業は、いぐさ・畳表産地の構造改革を推進するため、次に掲げる取組を行うものとする。

ア 需給動向の調査

いぐさ・畳表等について、資料や情報の収集、調査・分析とともに、会議の開催などを通じて、国産及び外国産の生産状況並びに国内の需要量を的確に把握する。

イ 国産畳表等の需要拡大

国産畳表等について、品質向上支援、消費者及び実需者等に対するマーケティング調査・分析、機能性等の啓発活動、消費拡大策、消費者等への情報提供等の取組を行い、需要拡大を図る。

(2) 事業実施主体は、必要に応じ、事業の一部を関係する農業団体等に委託することができるものとする。

12 エコフィード推進対策事業

(1) 事業実施主体者は、次に掲げる事項に取り組むものとする。

ア エコフィード（食品残さ利用飼料）の推進に係る次のイ及びウの事項について、効率的かつ効果的に行うため、学識経験者等の関係者で構成される企画検討委員会の開催

イ 関係団体との連携によるエコフィード資源の畜産生産者への利用意向調査の実施

ウ エコフィードの安定的供給を確保するため、第三者機関がエコフィードを認証する仕組みを検討するための協議会の開催

(2) 事業実施主体は、必要に応じ、事業の一部を関係団体等に委託することができるものとする。

13 和牛精液等流通管理体制構築推進事業

(1) モデル地域システムの普及体制の構築

事業実施主体は、地域段階におけるモデル的な和牛の精液の流通管理体制の普及のため、次の事項に取り組むものとする。

ア 地域精液生産者、農業者団体、家畜人工授精師等からなる協議会の開

催

イ 地域の実態を踏まえ、和牛の精液ストローの最終使用情報が、精液生産者や農協等が持つ精液生産情報と正確に照合し得る情報フィードバックシステムの成果の啓蒙普及

(2) 全国システムの構築

事業実施主体は和牛の精液についての生産情報と最終使用情報を正確に照合することができる情報フィードバックシステムを全国的に普及させるため、次の事項に取り組むものとする。

ア 全国からの和牛精液の生産及び使用の報告に対応したシステム構築に向けた検討会の開催

イ 和牛精液についての生産情報と最終使用情報を正確に照合し得る情報フィードバックシステム(全国報告システム)の開発等

(3) その他

(1)及び(2)の実施主体は、相互に連携して取組を実施するものとする。

(4) 事業の委託

事業実施主体は、必要に応じ、事業の一部を他の民間団体に委託することができるものとする。

14 飼料用米農薬安全確保事業

この取組は、粳米に係る農薬の使用基準及び飼料中の残留基準の策定等に必要データを取得するため、次の事項を行うものとする。

(1) 農薬残留試験の実施

事業実施主体は、粳米等作物中及び畜産物中の農薬残留に係る試験計画を策定し、以下の試験を実施するものとする。

ア 作物残留試験

飼料用米として利用される粳米等に係る農薬の作物残留試験の実施

イ 畜産物残留試験の実施

飼料用米として利用される粳米等に係る農薬の畜産物への残留試験の実施

(2) 農薬残留試験の推進

事業実施主体は、(1)の農薬残留試験の実施に際し、必要に応じ、会議の開催等による生産者及び学識経験者等からの意見の聴取、試験地の調査指導その他必要な活動を行うものとする。

(3) その他

事業実施主体は、(1)の試験で得られたデータを取りまとめ、農林水産省に対し提供するものとする。

(4) 事業の委託

事業実施主体は、必要に応じ、事業の一部を他の民間団体等に委託することができるものとする。

15 優良繁殖雌牛更新促進事業

(1) 優良繁殖雌牛更新支援基金の造成

ア 基金の造成

事業実施主体は、(3)の繁殖雌牛更新計画の策定及び(4)の優良繁殖雌牛への更新支援を行うための財源とするため、国から補助金の交付を受け優良繁殖雌牛更新支援基金(以下「基金」という。)の造成を行うものとする。

また、事業実施主体は、事業の実施について都道府県と協議するものとする。

#### イ 基金の管理

(ア) 事業実施主体は、基金を他の事業に係る経理と区分して管理するものとし、基金の運用により生じた果実は基金に繰り入れるものとする。

(イ) 事業実施主体は、本事業を終了し、又は中止した場合において、なお基金に余剰があるときは、当該余剰金を速やかに国に返還するものとする。

(ウ) 事業実施主体は、金融機関への預金又は貯金により、基金を管理するものとする。

(エ) 事業実施主体は、毎年度末における基金の管理状況を生産局長に報告するものとする。

(オ) 基金の管理期間は、平成21年度から平成22年度までの2年間とする。

#### (2) 事業実施要領の作成

事業実施主体は、基金により(3)及び(4)の事業を実施する場合には、次の事項等を内容とする事業実施要領を作成し、都道府県と協議の上、生産局長に報告するものとする。

ア 基金の管理に関する事項

イ 事業の実施に関する事項

ウ 助成金の申請及び支払いに関する事項

エ 実績の報告に関する事項

オ 助成金の返還に関する事項

カ その他事業の適正な実施に必要な事項

#### (3) 繁殖雌牛更新計画の策定

事業実施主体は、基金を財源として、都道府県と協議の上、優良繁殖雌牛への更新を推進するための繁殖雌牛更新計画を策定するものとする。

また、優良繁殖雌牛への更新を支援するため、次に掲げる取組を行うことができる。

ア 地域協議会の開催

イ 農協等に対する事業推進の指導

#### (4) 優良繁殖雌牛への更新支援

ア 優良繁殖雌牛への更新に対する助成

事業実施主体は、基金を財源とし、農協等が繁殖雌牛更新計画に基づき、次の取組を行う場合に、繁殖雌牛の購入費用の1/3以内を1頭当たり200千円を上限として助成する。

(ア) 低能力な繁殖雌牛(以下「更新対象牛」という。)をとう汰するとともに、とう汰した牛と同じ品種及び同じ頭数の優良繁殖雌牛を購入し、自ら飼養する場合

(イ) 更新対象牛をとう汰した農業者、公共牧場又は農事組合法人を含む

農業生産法人（以下「導入対象者」という。）に対し、とう汰した牛と同じ品種及び頭数の優良繁殖雌牛を購入し、5年間以上貸し付ける場合

イ 農協等の要件

事業の対象となる農協等は、農協、利用組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、一般財団法人若しくは一般社団法人又は地方公共団体等で構成されている公社の団体とする。

ウ 更新対象牛の要件

更新対象牛は以下の要件を満たすものとする。

（ア）農協等又は導入対象者が自ら飼養する繁殖雌牛のうち、育種価又は期待育種価が都道府県等の育種価の1/2以下のものであること（育種価及び期待育種価を有していない黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種については、地域の改良方針に適さない繁殖雌牛も含む。）。

（イ）既に国又は（独）農畜産業振興機構の他の事業の対象であって、とう汰すると当該事業の要件を満たすことができなくなる雌牛でないこと。

エ 購入する優良繁殖雌牛の要件

購入する優良繁殖雌牛は、以下の要件を満たすものとする。

（ア）黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種のいずれかの品種であること

（イ）家畜市場において取引された生後6ヶ月齢以上12ヶ月齢未満の雌牛であること

（ウ）家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第32条の2第1項の農林水産大臣の承認を受けた者が行う登録又は登記を受けた雌牛であること

（エ）育種価又は期待育種価が、都道府県等において上位1/4以内であること（褐毛和種、日本短角種、無角和種にあっては、優良繁殖雌牛のほか地域の改良方針に適した繁殖雌牛を含む。）

（オ）国及び（独）農畜産業振興機構の他の事業において、繁殖雌牛の導入、保留、増頭及び更新に係る補助金の交付を受けていないこと

オ その他

（ア）事業実施主体は、アの実施に当たり、地域の肉用子牛価格の過度の高騰や需給のひっ迫を招くことがないように市場動向に配慮し、計画的に実施するものとする。

（イ）農協等は、アの（イ）の実施に当たり、導入対象者との間で貸付期間を5年間以上とする貸付契約を結ぶこととする。この場合、利益が発生しない範囲で必要な貸付料を徴収することができるものとする。

また、農協等は、貸付期間終了後に、導入対象者に対し優良繁殖雌牛を譲渡することができるものとする。

この場合、農協等は、優良繁殖雌牛について「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数（役用肉牛（繁殖用）6年）期間まで善良な管理を行うとともに譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはならない旨、条件を附した上で譲渡を行うものとする。

附則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 「強い農業づくり交付金実施要領の制定について」(平成17年4月15日付け16生産第8262号生産局長通知)により廃止された「生産振興総合対策事業実施要領」(平成14年4月15日付け13生産第10200号生産局長通知。以下「旧生産総合要領」という。)第9の4の畜産経営維持安定特別対策事業に係る規定については、なおその効力を有する。  
なお、社団法人全国畜産経営安定基金協会会長は、事業の終了年度までの期間、毎年度、事業の実施状況を生産局長に報告するものとする。  
また、社団法人全国畜産経営安定基金協会は、基金の管理について、旧生産総合要領第9の4の(1)の規定に基づくほか、事業に要する経費の額が確定したことにより維持安定基金に使用見込みのない残額が生じた場合には、当該残額を国に返還するものとする。  
さらに、旧生産総合要領第9の4の(2)の「アの(ア)、ウの(ウ)及びウの(エ)」の規定に基づく生産局長への承認申請は、都道府県を經由して行うこととし、都道府県知事は、申請に問題ない旨の意見書を付して生産局長に提出するものとする。

附則

- 1 この改正された要領は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。
- 2 社団法人中央畜産会は、「畜産振興総合対策事業実施要領」(平成12年4月1日付け12畜B第312号農林水産省生産局長通知)の第2の4の畜産生産技術高度化機械リース事業の基金の管理について、当該要領の第2の4の(1)のアの(ア)のdの規定に基づくほか、事業に要する経費の額が確定したことにより、当該基金に使用見込みのない残余が生じた場合には、当該残余を国に返還するものとする。
- 3 社団法人中央畜産会は、「畜産再編総合対策事業実施要領」(平成7年4月1日付け7畜B第371号農林水産事務次官依命通達)の別表(第4の関係)の12の経営効率化機械緊急整備リース事業の基金の管理について、「畜産再編総合対策事業の運用について」(平成7年4月1日付け7畜B第373号農林水産省畜産局長)の第13の1の(4)の規定に基づくほか、事業に要する経費の額が確定したことにより、当該基金に使用見込みのない残余が生じた場合には、当該残余を国に返還するものとする。

附則

- 1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成20年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成21年1月27日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成21年2月6日から施行する。  
なお、第4の16の事業にあつては、生産局長が特に認める場合には、施行日以降であつて、事業の実施計画が承認された日以前に実施した取組についても助成の対象とする。

附則

- 1 この通知は、平成21年3月4日から施行する。  
なお、第4の16の事業にあつては、第1の1にかかわらず、要綱第3の1の事業の実施計画の承認を必要とし、当該計画承認において生産局長が特に認める場合には、平成21年2月6日以降であつて、当該計画承認の日以前に実施した取組についても助成の対象とする。

附則

- 1 この通知は、平成21年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成21年5月29日から施行する。



農林水産省生産局長 殿

所在地  
団体名  
代表者 氏 名 印

平成 年度農業競争力強化対策民間団体事業実施計画の（変更）承認申請について

平成 年度において、農業競争力強化対策民間団体事業（ ）を実施したいので、農業競争力強化対策民間団体事業実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8097号農林水産事務次官依命通知）第3の1に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

- 1 関係書類として別添を添付すること。
- 2（ ）には、要綱別表の事業内容の欄の1～15を記入すること。
- 3 公募要領に定める申請様式等を添付すること。

別 添

第1 地産地消推進活動支援事業

(1) 地産地消普及促進事業

ア 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

イ 事業の目的

--

ウ 事業の内容

(ア) 地産地消に関する調査会及び協議会等の開催計画(又は実績)

回数	開催時期	場所	参集人数	会議の内容
回	年 月		人	

(イ) 事例調査・分析の方針・方策(又は実績)

--

(ウ) 調査・分析の計画(又は実績)

項目	時期	対象	方法(結果)

(エ) 地産地消活動検討会等の開催計画(又は実績)

検討会名	実施時期	内容等	備考

(オ) 事業報告の作成及び配布計画(又は実績)

名称	部数	内容	備考

(2) 地産地消情報提供事業

ア 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

イ 事業の目的

--

ウ 事業の内容

(ア) 地産地消情報提供事業企画委員会の開催計画 (又は実績)

回数	開催時期	場所	参集人数	会議の内容
回	年 月		人	

(イ) 地産地消推進情報提供体制確立に向けての方針・方策 (又は実績)

--

(ウ) 地産地消推進情報提供体制整備の計画 (又は実績)

提供方法	実施時期	内容等	備考

(3) 地産地消人材育成事業

ア 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

イ 事業の目的

--

ウ 事業の内容

(ア) 人材育成講習会等の開催計画 (又は実績)

回数	開催時期	場所	参集人数	会議の内容
回	年 月		人	

(イ) 人材育成の方針・方策 (又は実績)

--

(ウ) 講習教本等の作成及び配布計画 (又は実績)

名称	部数	内容	備考

(4) 地産地消経営高度化事業

ア 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

イ 事業の目的

--

ウ 事業の内容

(ア) 地産地消経営高度化事業推進検討会の開催計画 (又は実績)

回数	開催時期	場所	参集人数	会議の内容
回	年 月		人	

(イ) 実証・分析の方針・方策 (又は実績)

(注) モデルとなる直売所の選定方針についても記入すること。
--------------------------------

(ウ) 実証・分析の計画 (又は実績)

項目	時期	対象	アドバイザー	内容 (結果)
----	----	----	--------	---------

			(概要)	

(エ) 経営改善・高度化講習会等の開催計画（又は実績）

講習会等名	実施時期	内容等	備考

(オ) 経営改善・高度化マニュアルの作成及び配布計画（又は実績）

内容	作成部数	配布先	備考

第2 花きを暮らしに取り込む活動等推進事業

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 花きを暮らしに取り込む活動等推進計画の策定

ア 基本委員会の設置運営

(ア) 基本委員会の構成計画（又は実績）

所属・職名	氏名	備考

(イ) 基本委員会の開催計画 (又は実績)

開催時期	内 容	備 考

(2) 花きで潤いのある生活の普及

ア 花きを活用した生活向上のモデル的取組の普及

(ア) 花きの魅力や効用等の情報提供

花情報提供企画委員会の設置運営

a 花情報提供企画委員会の構成計画 (又は実績)

所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考

b 花情報提供企画委員会の開催計画 (又は実績)

開催時期	内 容	備 考

花の効用・魅力検討委員会の設置運営

a 花の効用・魅力検討委員会の構成計画 (又は実績)

所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考

b 花の効用・魅力検討委員会の開催計画 (又は実績)

開催時期	内 容	備 考

現地調査の実施計画 (又は実績)

区 分	内 容	備 考
調 査 員 調 査 期 間 調 査 場 所 調 査 概 要		

花情報提供体制整備の計画（又は実績）

提供方法	実施時期	内容等	備考

報告書作成計画（又は実績）

資料の内容	作成部数	配布先	備考

（イ）花きと緑を活用したゆとりある地域づくりの推進

地域づくり実践会議の設置運営

a 地域づくり実践会議の構成計画（又は実績）

所属・職名	氏名	備考

b 地域づくり実践会議の開催計画（又は実績）

開催時期	内容	備考

地域づくり優良事例検討会の設置運営

a 地域づくり優良事例検討会の構成計画（又は実績）

所属・職名	氏名	備考

b 地域づくり優良事例検討会の開催計画（又は実績）

開催時期	内容	備考

c 現地調査の実施計画（又は実績）

区分	内容	備考
調査員 調査期間		

調査場所 調査概要		
--------------	--	--

イ 花のある生活様式の提案

- (ア) 検討委員会の設置運営  
検討委員会の構成計画 (又は実績)

所属・職名	氏名	備考

実施計画 (又は実績)

開催時期	内容	備考

普及啓発資料作成配布計画 (又は実績)

資料の内容	作成部数	配布先	備考
	部		

(3) 花き生産・流通構造転換等の推進

ア 花きの技術・経営コンクールの開催

- (ア) 花きの技術・経営コンクール審査会構成計画 (又は実績)

所属・職名	氏名	備考

(イ) 花きの技術・経営コンクール開催計画 (又は実績)

開催時期	内容	備考

(ウ) 現地調査の実施計画 (又は実績)

区分	内容	備考
調査員 調査期間 調査場所 調査概要		



(エ) 花きの技術・経営コンクール報告書作成計画 (又は実績)

報告書の内容	作成部数	配布先	備考
	部		

イ 花きの生産者及び出荷業者と小売業者との連携強化等の促進

(ア) 協議会の設置運営

協議会の構成計画 (又は実績)

所属・職名	氏名	備考

協議会の開催計画 (又は実績)

開催時期	内容	備考

(イ) 促進会議の開催 (又は実績)

区分	内容	備考
開催計画 開催期間 開催概要		

(ウ) 現地調査の実施計画 (又は実績)

区分	内容	備考
調査員 調査期間 調査場所 調査概要		

(エ) 花き情報収集調査結果報告書作成計画 (又は実績)

報告書の内容	作成部数	配布先	備考
	部		

( 1 ) 事業運営委員会の開催及び農林水産知的財産の流通方法の開発

ア 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

イ 事業の目的

--

ウ 事業の内容

(ア) 事業運営委員会の開催計画 (又は実績)

開催時期	検討内容	委員の構成

(イ) 農林水産知的財産の流通方法の開発

a 農林水産業の現場の知的財産の流通方法の開発・実証等

(a) 農林水産知的財産発掘等調査 (新規発掘分)

実施時期	調査方法	調査対象 ・場所	調査事項	調査査 員数	備考

(b) 検討チームの組織

チームの構成	検討・調査・支援内容

(c) 検討・調査・支援計画 (又は実績)

調査対象	実施時期	実施内容	備考


b 農林水産業の現場の知的財産管理手法の開発

( a ) 農林水産業の現場で開発された技術・ノウハウ等の事例収集

実施時期	実施内容	備考

( b ) 管理手法検討計画

時期	検討内容・検討方法	備考

c 情報提供の検討等

( a ) マニュアルの作成

主な項目	内容等	作成部数	配布先

( b ) その他の情報提供方法

実施内容	備考

( 2 ) 農林水産知的財産の活用・管理システムの検討

ア 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

--	--	--	--	--	--

イ 事業の目的

--

ウ 事業の内容

(ア) 検討委員会委員の構成計画(又は実績)

所 属・職 名	氏 名	備 考

注) 検討に必要な情報収集を目的として、専門家を臨時委員に委嘱する場合には該当する委員が臨時専門委員であることがわかるように備考欄に「臨時専門委員」と記載すること。

(イ) 検討委員会の開催計画 (又は実績)

開催時期	内 容	備 考

(ウ) 情報収集計画 (又は実績)

実施時期	実施方法	内 容	備 考

(エ) 事業報告書等の作成計画 (又は実績)

報告書等の名称	内容等	作成部数等	備考

(3) 農林水産分野の知的財産情報の集積・提供

ア 総括表

事 業 名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

--	--	--	--	--	--

イ 事業の目的

--

ウ 事業の内容

(ア) 農林水産分野の特許技術の活用事例の調査等

a 農林水産分野の特許技術の活用事例の調査計画(又は実績)

実施時期	実施内容	備考

b 特許技術と植物新品種等を組み合わせた活用の調査・検討計画(又は実績)

実施時期	実施内容	備考

(イ) 農林水産分野の知的財産情報の集積計画(又は実績)

a 試験研究機関等との連携

実施時期	実施内容	備考

b 植物新品種についての活用情報の調査

実施時期	実施内容	備考

(ウ) 農林水産分野の知的財産情報の活用のための検索システムの開発及びホームページの運営計画(又は実績)

a 検索システムの改良等の内容

--

- b ホームページの運営等  
 ( a ) ホームページの内容

--

- ( b ) 管理・運営方法

--

2 農林水産物等知的財産保護強化推進事業

( 1 ) 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

( 2 ) 事業の目的

--

( 3 ) 事業の内容

ア 農林水産知的財産の保護のための会議開催計画(又は実績)

開催時期	開催場所	報告事項・講師員数(名)	参加者数	備考

注) 事業実施主体以外の有識者が報告等を行う予定の場合は、事業計画では講師の員数を、実績報告では講師名を記載すること。

イ 知的財産権制度等調査計画(又は実績)

(ア) 海外現地調査計画(又は実績)

調査時期	調査対象国	内容	調査日数・調査員数	備考

--	--	--	--	--

(イ) 文献調査の計画 (又は実績)

調査時期	調査事項 (文献名)	調査員数	備考

(ウ) 海外現地調査等に関する資料の作成

内容	サイズ・ペー ジ数等	作成部数	配布先	備考

ウ 地方相談会の開催計画 (又は実績)

開催時期	開催場所	内容・講師員数 (名)	参加者数	備考

注) 事業実施主体以外の有識者が海外の商標の取り扱い等の報告や相談対応等を行う場合には、事業計画では講師の員数を、実績報告では講師名を記載すること。

エ 共同対応支援実施計画 (又は実績)

(ア) 対策会議の開催計画 (又は実績)

実施時期	開催場所	参集範囲・ 参加者数	内容等	備考

(イ) 外国政府等働きかけ用資料の作成 (又は実績)

作成時期	対象国名	内 容	作成部数	備考

(ウ) 商標監視体制整備支援

a 商標出願状況の監視に関する資料の作成計画 (又は実績)

内 容	サイズ・ペ	作成部数	配布先	備考

	ージ数等			

b 契約書等作成支援計画（又は実績）

支援内容（専門分野）	員数	支援実施期間	備 考

c 監視報告書作成計画（又は実績）

報告書の名称	内 容	作成部数	配布先	備 考

第4 農林水産分野知的財産人材育成総合事業

1 事業検討委員会の開催及び地方公共団体職員・農協営農指導員等向け研修の実施

(1) 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

(2) 事業の目的

--

(3) 事業の内容

ア 事業検討委員会の開催

(ア) 事業検討委員会の開催計画（又は実績）

開催時期	検討内容	委員の構成

(イ) 報告書の作成及び配布計画（又は実績）



名称	部数及び配布先	内容	備考

イ 地方公共団体職員・農協営農指導員等向け研修の実施

(ア) 地方公共団体職員・農協営農指導員等向け研修の開催計画(又は実績)

開催時期	開催場所	研修内容	参集人数	備考
			人	

(イ) 研修効果の分析方法(又は分析結果)

--

2 普及指導員向け専門研修の実施、事例調査、情報の整理・分析、指導者支援窓口の設置等

(1) 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

(2) 事業の目的

--

(3) 事業の内容

ア 普及指導員を対象とした専門研修の実施

(ア) 研修の実施計画(又は実績)

開催時期	開催場所	研修内容	参集人数	備考
			人	

(イ) 研修効果の分析方法(又は分析結果)



事業名	事業内容		事業量	単価	事業費	負担区分		事業の委託	備考
	対象活動等	対象(者、地域等)等				国庫補助金	事業実施主体		
畜産生産基盤育成強化対策推進事業(事業名を記入)				円	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	

事業名は「畜産経営の担い手育成に向けた経営支援の推進等」、「畜産経営の担い手育成に向けた情報提供・消費者との交流の推進等」、「畜舎建築に係る関連基準の検討」、「畜産経営の担い手育成に向けた経営承継促進等」とする。

事業の目的

2 個別事業実施計画添付資料

(1) 経営技術の高度化推進

ア 事業費総括表

(単位：千円)

戦略・評価会議		委員会等の開催	資料作成等	専門家集団の派遣・設置	研修会等	計
会議費	調査費					

イ 戦略・評価会議

(ア) 戦略・評価会議の開催

区分	開催回数	構成人員	構成機関	内容

(イ) 調査等の実施

調査人員	調査内容

ウ 委員会等の開催

会議名	開催場所	参加人員	内容

エ 指導用資料等の作成

作成資料名	内容	部数	配布先

オ 専門家集団の派遣等

構成人員	構成機関	助言回数	内容	派遣回数	内容

カ 専門家集団の構成員等のスキルアップ・人材育成研修会の開催等

区分	開催回数	構成人員	構成機関	内容

(2) 生産・経営情報中央データベースの構築等

ア 事業費総括票

(単位：千円)

システム開発等	会議の開催	マニュアル等の作成	研修会等の開催	調査の実施	計

イ システム開発、管理・運用等

区分	内容	備考

ウ 会議の開催

会 議 名	開催場所	参加人員	内 容

エ マニュアル等の作成

区 分	内 容	備考

オ 研修会等の開催

区 分	開催回数	構成人員	構 成	内容

カ 調査等の実施

区 分	事 例 数	内 容

( 3 ) 産地リーダー養成研修会・経営者交流会の開催等

ア 事業費総括表

( 単位：千円 )

会議の開催	産地リーダー養成研修会	経営者交流会	計

イ 会議の開催

会 議 名	開催場所	参加人員	内 容

ウ 産地リーダー養成研修会の開催

区 分	開催回数	構成人員	構 成	内 容

エ 経営者交流会の開催

区 分	開催回数	構成人員	構 成	内 容

(4) 畜産情報ネットワーク(LIN)推進

ア 事業費総括表

(単位：千円)

委員会等の開催	情報提供推進	調査・研修会開催	計

イ 委員会等の開催

区 分	実施回数(日数)	構成人員	構 成 機 関	内 容

ウ 情報提供推進

区 分	内 容	備 考

エ 情報提供・利用促進調査・研修会の開催

区 分	開催回数	構成人員	構 成 機 関	内 容

(5) 畜産関係情報相互交流体制推進

ア 事業費総括表

(単位：千円)

会議の開催	アンケートの実施	計

イ 会議の開催

区 分	開催回数	構成 人員	構成機関	内 容

--	--	--	--	--

ウ アンケートの実施

実施場所	回数	調査対象及び人数	調査内容	備考

(6) 畜舎建築に係る関連基準の検討

事業内容	事業の実施計画
	(事業の細目ごとに、実施期間、対象、参加人数、内容等について記入する。)

(7) 畜産経営の担い手育成に向けた経営継承促進等

ア 畜産の担い手育成協議会の開催

開催時期	内容	事業費	備考
		千円	(場所、参集範囲等を記入)

イ 経営・財務管理指

(ア) 中央段階

経営・財務管理に係る実践的指導手法等の検討及び普及

区分	検討及び普及の方法	事業費	備考
		千円	

経営・財務管理に関する講習会の開催

開催時期	内容	事業費	備考
		千円	(場所、参集範囲等を記入)

経営改善に関する指導実績等の取りまとめ

区分	内容	事業費	備考
		千円	

その他指導対象者の経営改善に関すること

区分	内容	事業費	備考

		千円	
--	--	----	--

(イ) 県域段階

経営・財務管理に関する講習会の開催

開催時期	内 容	事 業 費	備 考
		千円	(場所、参集範囲等を記入)

指導対象者の経営改善に関する指導

指 導 の 内 容	指導回数	事 業 費	備 考
		千円	

指導対象者の経営改善に関する調査

調 査 の 内 容	調査回数	事 業 費	備 考
		千円	

その他指導対象者の経営改善に関すること

区 分	内 容	事 業 費	備 考
		千円	

(ウ) 地域段階

畜産経営部門及び農家経済収支の把握ができる記帳に関する指導

指導の内容	指導件数	事 業 費	備 考
		千円	

農家経済収支、資産・負債の把握及び指導対象者に対する経営改善指導

指導の内容	指導件数	事 業 費	備 考
		千円	

経営改善計画等の作成指導

指導の内容	指導件数	事 業 費	備 考
		千円	



指導対象者に対する定期的巡回指導

指導の内容	指導件数	事業費	備考
		千円	

その他指導対象者の経営改善に関すること

区分	内容	事業費	備考
		千円	

ウ 経営・財務に係る特別相談活動

(ア) 中央段階

特別相談活動に係る実践的相談手法等の検討及び普及

区分	検討及び普及の方法	事業費	備考
		千円	

特別相談活動に関する講習会の開催

開催時期	内容	事業費	備考
		千円	(場所、参集範囲等を記入)

その他県域段階の経営継承にする調査及び指導

調査及び指導の内容	事業費	備考
	千円	

(イ) 県域段階

相談対象者の負債の把握及び分析

把握及び分析の内容	回数	事業費	備考
		千円	

経営再建の可否等の検討・助言

検討・助言の内容	回数	事業費	備考
		千円	

負債処理方法の相談

相談の方法	回数	事業費	備考
		千円	

特別相談活動に関する講習会の開催

開催時期	内容	事業費	備考
		千円	(場所、参集範囲等を記入)

経営・財務等に係る調査

調査の内容	回数	事業費	備考
		千円	

相談対象者に対する助言指導

指導の内容	回数	事業費	備考
		千円	

(ウ) 地域段階

相談対象者が円滑な経営継承を行うための検討会の開催

検討会の内容	回数	事業費	備考
		千円	

相談対象者が円滑な経営継承を行うための連絡調整

連絡調整の内容	回数	事業費	備考
		千円	

相談対象者に対する経営継承計画及び指導方針の策定

計画及び方針の内容	回数	事業費	備考
		千円	

地域の経営継承に関する調査

指導の内容	指導回数	事業費	備考

		千円	
--	--	----	--

相談対象者に対する助言指導

指導の内容	指導回数	事業費	備考
		千円	

エ 経営継承促進対策

(ア) 中央段階

経営継承者の就農事例の発表会の開催

開催時期	内 容	事業費	備 考
		千円	(場所、参集範囲等を記入)

現地調査

現地調査の内容	事業費	備 考
	千円	

その他経営継承者に対する指導に必要な調査

調査の内容	事業費	備 考
	千円	

情報の収集及び提供

情報の収集及び提供の内容	事業費	備 考
	千円	

(イ) 県域段

畜産経営・家畜飼養管理等の技術指導を行う者に対する研修会及び講習会の開催

開催時期	内 容	事業費	備 考
		千円	(場所、参集範囲等を記入)

経営継承者が抱える課題に関する研究会の開催

開催時期	内 容	事業費	備 考

		千円	(場所、参集範囲等を記入)
--	--	----	---------------

その他経営継承者の経営改善に関すること

区 分	内 容	事 業 費	備 考
		千円	

(ウ) 地域段階

経営継承者に対する畜産経営・家畜飼養管理等の技術指導

指導の内容	指導回数	事 業 費	備 考
		千円	

経営継承に対する定期的巡回指導

指導の内容	指導件数	事 業 費	備 考
		千円	

その他経営継承者の経営改善に関すること

区 分	内 容	事 業 費	備 考
		千円	

第6 飼料対策推進事業

1 総括表

事業名	事業内容		事業量	単価	事業費	負担区分		事業の委託	備考
	対策活動等	対象(者、地域等)等)				国庫補助金	事業実施主体		
飼料対策推進事業				円	千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及びそれに要する経費	

2 個別事業実施計画添付資料

(1) 条件整備推進

ア 全国飼料増産行動会議の開催

--	--	--	--	--

事業内容	事業量	参集範囲	会議内容	備考
全国飼料増産行動会議の開催	回(人)			

#### イ 飼料増産行動ブロック会議への出席

事業内容	事業量	参集範囲	会議内容	備考
飼料増産行動ブロック会議への出席	回(人)			

#### ウ 全国飼料増産行動会議・幹事会の開催

事業内容	事業量	参集範囲	会議内容	備考
全国飼料増産行動会議 ・幹事会の開催	回(人)			

#### エ 啓発普及活動の実施

事業内容	事業量	作成内容 (普及・広告内容)	配布先	備考
ポスターの作成 パンフレットの作成 飼料増産冊子の作成 新聞広告	部 部 部 回			

#### オ 放牧経営・推進地区普及指導の実施

事業内容	事業量	内容	備考
放牧経営・放牧推進地区普及指導	回		

#### カ 自給飼料増産技術向上協議会の開催

開催予定時期	事業量	参集範囲	検討事項	備考

	回 (人)		
--	----------	--	--

キ 新技術等実態調査等の実施

(ア) 新技術実態調査の実施

調査場所	調査時期	調査員数	調査内容	備考
	回 (人)			

(イ) 技術情報提供の実施

情報内容	提供方法	備考

(ウ) 奨励品種種子の流通利用実態等調査の実施

調査場所	調査時期	調査員数	調査内容	備考

ク 流通品種特性リストの作成

対象草種等	内容	備考

ケ 奨励品種等の普及促進

(ア) キャンペーンの実施

キャンペーン名	部数等	配布先	内容	備考

(イ) 研修会の実施

開催場所	開催時	参加人数	講師数	検討内容	備考

	期				

(ウ) 展示ほの設置

展示ほ場設置場所	展示ほ場面積	草種及び品種名	備考
	m <sup>2</sup>		

(2) 高能力品種開発等整備推進

ア 新需要対応品種調査

(ア) 選抜及び実用性調査等の実施

項目	内容	備考

(イ) 栽培利用指針策定のための検討会の開催

開催予定時期	参加員数	参集範囲	検討事項	備考

(ウ) 栽培利用指針の策定

対象草種等	内容	備考

イ サイレージ向けとうもろこし品種の国内育成及び海外増殖体制の整備

(ア) 親系統の特性調査及び系統適応性検定等の実施

項目	内容	備考

(イ) 親系統の特性調査等調査結果のデータベース化等の実施

入力項目	入力数	備考

(ウ) 親系統種子の海外試験採種及び海外先行増殖の実施

--	--	--	--

採種場所	調査ほ面積	種子増殖量	備考
	m <sup>2</sup>	t	

(工) 親系統種子の海外備蓄の実施

備蓄場所	備蓄量	備考

ウ 海外採種適地調査の実施

項目	内容	備考

エ 輸入とうもろこし種子の安全性検査体制の整備

項目	内容	備考

オ 高能力品種開発等整備推進のための検討会等への出席

事業内容	事業量	備考
飼料増産ブロック会議への出席	回(人)	

カ 技術開発検討会の開催

事業内容	事業量	参集範囲	会議内容	備考
技術開発検討会の開催	回			

(3) 公共牧場利用体制整備

ア 公共牧場利用体制整備協議会の開催

事業内容	事業量	参集範囲	会議内容	備考
公共牧場利用体制整備協議会の開催	回			

イ 公共牧場利用農家に対する啓発指導の実施

--	--	--	--	--



啓発指導項目	事業量	啓発指導内容	備 考

ウ 公共牧場管理運営技術等指導の実施

技術指導項目	内 容	備 考

エ 公共牧場経営実態等調査の実施

調 査 項 目	内 容	備 考

第7 家畜改良増殖対策推進事業

1 総括表

事業名	事業内容		事業量	単価	事業費	負担区分		事業の委託	備考
	対策活動等	対象(者、地域等)等)				国庫補助金	事業実施主体		
家畜改良増殖対策推進事業				円	千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及びそれに要する経費	

2 個別事業実施計画添付資料

社団法人家畜改良事業団（昭和46年8月23日に社団法人家畜改良事業団という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）関係

(1) 乳用牛改良増殖推進事業

ア 会議等開催計画

区 分	開催時期及び場所	参加者数及び参集範囲	内 容	備 考
乳用牛改良体制強化関係 乳用牛群検定普及定着化関係 乳用種雄牛後代検定推進関係				

イ 乳用牛群検定普及定着化関係  
 (ア) 実施計画

地 区	検定組合数	検 定 経 営			検 定 牛			1 検定経営あたり 平均検定頭数
		戸 数	検定種類		頭 数	検定種類		
			立 会	自 家		自 動	立 会	

(イ) 集計分析計画

集計分析項目	集計分析内容	開発するプログラムの内容	備 考

(ウ) 自動搾乳システム定着化関係  
 a 実態調査計画

区分	調査場所	回数	調査時期	調査員数及び構成	調査内容	備考

b システム設計及びプログラム開発・修正

システム名及びプログラム名	内 容	備 考

c 集計分析計画

分析項目	分 析 内 容	備 考

d 実証試験調査計画

区 分	事業内容	台数	調査場所	回数	調査時期	調査員数及び構成	調査内容	備考
自動サン	規格・							

プリンク装置	能力等						
--------	-----	--	--	--	--	--	--

e その他必要な事項

(エ) その他必要な事項

ウ 乳用種雄牛後代検定推進関係

(ア) 候補種雄牛生産に係る計画交配実施計画

都道府県名	選定頭数	計画交配の同意を得た頭数	授精頭数	受胎頭数	備考

(イ) 乳用種雄牛後代検定実施計画

(単位：戸、頭、%)

	検定戸数	経産牛頭数(a)	検定牛頭数(b)	$(b)/(a) \times 100$	調整交配対象雌牛頭数	備考
都道府県名 計または平均						

(ウ) 集計分析計画

分析項目	分析内容	プログラム開発の内容	備考

(エ) その他必要な事項

(2) 肉用牛改良増殖推進

ア 改良専門委員会の開催

構成人数	開催回数	協議内容	備考

イ 中央協議会の開催

構成人数	開催回数	協議内容	備考

ウ 後代検定等に関する血統分析等

(ア) 集計分析



畜産新技術実用化 対策事業				円	千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する 事業の内容 及びそれに要 する経費	

## 2 個別事業実施計画添付資料

### 民間団体等関係

#### (1) 和牛有用遺伝子の解明促進

##### ア 知的財産活用促進

##### (ア) 和牛知的財産権取得・活用推進協議会開催

会議の名称	開催回数	開催時期	開催場所	参加者数	参集範囲	内容	備考

##### (イ) 知的財産情報収集・集約

##### 国内調査

調査課題	調査時期	調査場所	調査内容	備考

\* 調査内容については詳細に記入すること

##### 国内調査報告書の作成

配布先	配布部数

##### 海外調査

調査課題	調査時期	調査場所	調査内容	備考

##### 海外調査報告書の作成

配布先	配布部数

##### 特許等データベース作成

データベース名	内容	対象	備考

--	--	--	--

\* 内容については詳細に記入すること

(ウ) 知的財産情報提供  
パンフレット等作成

種 類	作成数量	作成時期	配布先	配布時期	備 考

\* 種類の欄にはパンフレット、リーフレット、パネル等の種類別に記入すること

研修会等の開催

研修会等の名称	開催回数	開催時期	開催場所	参加者数	参集範囲	内容	備考

\* 研修会毎に記入すること

実証展示等の実施

実施時期	実施場所	実 施 内 容	備 考

\* 実施内容については詳細に記入すること

イ 和牛の新たな有用形質指標解明  
(ア) 調査牛の導入

系統・産地名	調査牛導入頭数

(イ) 調査サンプルの確保

系統・産地名	品種名	サンプル確保数


(ウ) 理化学分析

分析項目	分析手法名	品種名	分析サンプル数	備考

\* 備考欄に分析の目的を記述すること

(エ) 機器整備

機器の名称	規格	分析項目	単価(千円)	台数	計(千円)	備考

ウ 和牛有用形質の遺伝子探索

(ア) 能力成績、血統情報及びDNAサンプルの確保

品種名	サンプル確保数

(イ) DNA解析

形質名	遺伝子座名	解析頭数	備考

\* 遺伝子座毎に記入すること

(ウ) データ解析

\* データ解析の対象、方法、数量等を具体的に記述すること

(エ) 有用遺伝子の機能解析

形質名	遺伝子名	機能解析の内容	備考

(オ) 遺伝子特許の出願

形質名	遺伝子名	特許の内容	備考

(カ) 機器整備

機器の名称	規格	単価(千円)	台数	計(千円)

(2) DNA育種技術開発実用化

ア DNA育種技術開発推進

(ア) 全国会議、検討委員会の開催計画

会議の名称	開催回数	開催時期	構成員数	参集範囲	検討事項

(イ) 報告書の作成

配布先	配布部数
計	

(ウ) 技術者養成研修の実施

研修の名称	開催回数	開催時期	参加人数	参加者の構成	研修内容




イ 遺伝病のDNA診断技術の開発

疾病名	品種名	サンプル確保数	DNA解析頭数	備考

\* 疾病毎に記入すること

ウ 経済形質に關与するDNAマーカーの探索

(ア) 能力成績、血統情報及びDNAサンプルの確保

品種名	サンプル確保数

(イ) DNA解析

形質名	遺伝子座名	品種名	解析頭数	備考

\* 遺伝子座毎に記入すること

(ウ) データ解析

\* データ解析の対象、方法、数量等を具体的に記述すること

社団法人家畜改良事業団関係

(1) 電子標識による個体識別システム有効活用

ア 検討会開催計画

会議名	開催時期及び場所	参加者数及び参集範囲	内容

--	--	--	--

イ 実証調査計画

調査対象	回数	調査員数	調査員の構成	調査の内容

ウ 中央サーバーシステム設計及びプログラム開発計画

システム名及びプログラム名	内 容	備考

エ フィールドシステムとの連結システム構築計画

システム名	内 容	備考

オ 電子標識装着モデル実施計画

システム名	内 容	貸付先	整備員数	備考

第9 生乳流通対策推進事業

1 総括表

事業名	事業内容		事業量	単価	事業費	負担区分		備考
	対策活動等	対象(者、地域等)等)				国庫補助金	事業実施主体	
生乳流通対策推進事業				円	千円	千円	千円	

2 個別事業実施計画添付資料

(1) 生乳需給見通しの策定

事業の内容	事業の実施計画

--	--

(注) 事業の内容欄には、事業の概要及び事業の実施に当たっての基本的な考え方、実施の方法等について簡潔に記入すること。

## (2) 生乳検査体制の整備

事業の内容	事業の実施計画

(注) 事業の内容欄には、事業の概要及び事業の実施に当たっての基本的な考え方、実施の方法等について簡潔に記入すること。

第10 やさい・くだもの栄養成分情報提供推進事業

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 栄養成分表示ガイドライン策定調査事業計画(又は実績)

ア 栄養成分等情報提供検討委員会の開催

(ア) 検討委員会の設置

委員名	所属等	備考
委員 計 名		

(イ) 検討委員会の開催計画(又は実績)

開催時期	出席人数	協議事項等	備考
年 月 日 計 回			

(注) 開催時期の欄には開催計画の場合は、 月 旬と記入すること。

イ 栄養成分分析等調査の実施計画(又は実績)

調査時期	調査品目	調査事項	調査成分	備考
年 月 ~ 年 月				

(2) 栄養成分表示活用推進モデル事業計画(又は実績)

ア 意向調査及び実態調査の実施計画(又は実績)

調査時期	調査対象	調査事項	調査方法	備考

年 月～年 月				
---------	--	--	--	--

イ 栄養成分等の試行表示及び効果検証の実施計画(又は実績)

実施時期	実施場所	試行表示内容	検証事項	検証方法	備考

(注) 試行表示内容欄には、対象品目等も記入すること。

実施時期の欄には、実施計画の場合は、月 旬と記入すること。

ウ 報告書の作成及び配布等計画(又は実績)

報告書等の名称	内容等	作成部数等	備考
		部	

第11 いぐさ・豊表産地改革推進事業

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

2 事業を実施する上での意図・目的及び事業の概要

--

3 事業計画(又は実績)

(1) 需給動向の調査

ア 成果目標及び評価方法

取組の実施により期待できる事業効果の概要	成果目標	(事業実施前の状況及び事業実施後の結果)	事後評価の検証方法	備考
----------------------	------	----------------------	-----------	----

--	--	--	--	--

イ 実施内容

取組区分	内 容	実施時期	実施場所	その他取組む業務量を示す数値

ウ 成果品等

取組区分	取組の実施により作成する(した)成果品	成果品の内容	数量	備考

(2) 国産畳表等の需要拡大

ア 成果目標及び評価方法

取組の実施により期待できる事業効果の概要	成果目標	(事業実施前の状況及び事業実施後の結果)	事後評価の検証方法	備考

イ 実施内容

取組区分	内容	実施時期	実施場所	その他取組む業務量を示す数値

( 3 ) 成果品等

取組区分	取組の実施により作成する(した)成果品	成果品の内容	数量	備考

第12 エコフィード推進対策事業

1 総括表

事業名	事業内容		事業費	負担区分		事業の委託	備考
	対策活動等	対象(者、地域等)等)		国庫補助金	事業実施主体		
エコフィード推進事業			千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及びそれに要する経費	

2 事業を実施する上での意図・目的及び事業の概要

--

3 個別事項実施計画添付資料

( 1 ) 企画検討委員会

回数	開催時期	場所	参集者	会議の内容	備考

( 2 ) 利用意向調査

調査名	調査対象者	調査内容	調査手法	調査時期	調査期間	備考

( 3 ) 認証制度検討協議会

--	--	--	--	--

回数	開催時期	場所	参集者	会議の内容	備考

(4)(1)～(3)の事項について、協力・支援が得られる学識経験者一覧

所属	名称	備考

(5) その他必要な事項

### 第13 和牛精液等流通管理体制構築推進事業

#### 1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	

#### 2 事業の目的

--

#### 3 - 1 事業の内容（地域段階）

##### (1) 協議会

##### ア 協議会設置計画（又は実績）

委員 氏名	委員の所属・役職	備考

##### イ 協議会開催計画（又は実績）

開催 年月日	会議名	参加人数	検討内容	備考

##### (2) 和牛精液等流通等導入効果実態調査

##### ア 和牛精液等流通等導入効果実態調査計画（又は実績）

調査時期 (回数・調査時点)	調査対象 和牛精液等の流過程に介在する組織及び個人(精液販売の窓口団体、獣医師、家畜人工授精師等)	組織数又は人数	調査内容	調査手法	備考



--	--	--	--	--	--

(3) 和牛精液等情報フィードバックシステム(地域段階)の普及啓発

ア 地域システム普及計画(又は実績)

実施時期	場 所	参加予 定人数	内 容	備 考

イ 和牛精液等情報フィードバックシステム報告書等作成計画(又は実績)

作成時期	システム仕様・内容 (全国システムに付加する(又は付加予定の)内容等)	和牛精液等管理体制 参加組織又は個人	プログラム 利用先	備 考

3 - 2 事業の内容(全国段階)

(1) 全国システム互換性等調査・分析

ア 全国システム互換性等調査・分析計画(又は実績)

調査時期 (回数・調査時点)	調査手法	対象地域数	調査内容	備 考

(2) 和牛精液等情報フィードバックシステム(全国システム)作成の検討

ア 検討会設置計画(又は実績)

委員 氏名	委員の所属・役職	備考

イ 検討会開催計画(又は実績)

開催年月日	会議名	参加人数	検討内容	備考

ウ 和牛精液等情報フィードバックシステム(全国システム)作成計画(又は実績)

作成時期	システム仕様・内容 (全国システムに付加する(又は付加予定の)内容等)	プログラム利用先	備 考

--	--	--	--

第14 飼料用米農薬安全確保事業

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
		千円	千円	千円	

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 作物残留試験

ア 農薬使用飼料確保計画 (又は実績)

確保時期	確保対象 (使用農薬成分名)	試料	数量	備考

イ 飼料用米農薬残留試験計画 (又は実績)

調査時期	試験対象 (農薬成分名)	調査方法	分析機関	備考

(2) 畜産物農薬残留試験計画 (又は実績)

ア 農薬残留飼料給与畜産物確保計画 (又は実績)

確保時期	確保対象 (使用農薬成分名)	試料	数量	備考

イ 畜産物農薬残留試験計画 (又は実績)

調査時期	試験対象	対象家畜	分析機関	備考

	(使用農薬成分名)			

(3) 飼料用米粉農薬残留試験推進のための会議等の計画(又は実績)

年月日	会議名等	参加人数等	検討内容等	備考

第15 優良繁殖雌牛更新促進事業

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
優良繁殖雌牛更新促進事業		千円	千円	千円	

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 優良繁殖雌牛更新支援基金の造成計画(又は実績)

		繁殖雌牛更新計画の策定	優良繁殖雌牛への更新支援	基金造成額
優良繁殖雌牛更新支援基金	平成21年度	円	円	円
	平成22年度	円	円	
	合計	円	円	

(2) 優良繁殖雌牛更新計画の策定

ア 地域協議会の開催計画(又は実績)

開催時期	会議名	参加人数	検討内容	備考

年 月				
-----	--	--	--	--

イ 更新計画策定会議の開催計画（又は実績）

調査時期	会議名	参加人数	検討内容	備考
年 月				

ウ 推進指導計画（又は実績）

回数	場所	内容等	備考

(3) 優良繁殖雌牛更新への支援計画（又は実績）

	更新頭数	単価	補助率	事業費	備考
平成21年度	頭			円	
平成22年度	頭			円	
合 計	頭			円	

4 基金管理状況

（単位：円）

基金造成額	期首基金額	取崩し額	繰入額	期末基金額	備考

農業競争力強化対策民間団体事業の事業実施状況報告書（平成 年度）

番 号  
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地

団体名

代表者 氏 名 印

下記のとおり農業競争力強化対策民間団体事業実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8099号農林水産省生産局長通知）第2の規定により報告する。

記

（別記様式1号-1に準じて作成する。）

番 号  
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

事業実施主体名  
代 表 者 氏 名 印

平成 年度農業競争力強化対策民間団体事業交付決定前着手届

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業名	事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理 由

(注) 必要に応じ、行を追加して記載すること。